

日薬研発第216号  
令和4年2月9日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター  
理事長 豊島 聰  
(捺印省略)

薬剤師研修・認定電子システム (PECS) における  
QRコードの表示開始について

薬剤師研修・認定電子システム (PECS) (以下「PECS」と表記する。) に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、PECSに登録した薬剤師のQRコードの表示を、令和4年2月14日から行います。その際、下記の記載事項に留意するよう傘下薬剤師にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. コードは、PECSに登録した薬剤師固有のものであり、集合研修及び学術集会における受講確認に使用するものです。このQRコードは薬剤師名簿登録番号等と紐付いているため、PECS登録時に薬剤師名簿登録番号等を誤って入力している場合、研修受講単位がPECSに正しく記録・保存されなくなり、後日は正することはできません。したがって、QRコードの印刷前に、各自がPECSに登録した薬剤師名簿登録番号、同登録年月日及び生年月日を今一度確認してください。
2. 登録した薬剤師名簿登録番号等が誤っていることに気づいた場合は、速やかに [pecs-info@jpec.or.jp](mailto:pecs-info@jpec.or.jp) 宛てに電子メールでその旨報告してください。当財団では、修正措置に必要な連絡を電子メールで行いますので、それにしたがって修正措置手続きを行ってください。
3. 誤って入力されている薬剤師名簿登録番号等の修正措置手続きがとられない場合、PECSの稼働に深刻な影響を及ぼすことから、PECS本稼働後は該当者に対してPECS登録の取消を行う予定です。この場合、それまでに付与された研修受講単位すべてが消去されることとなります。

4. 誤って入力された薬剤師名簿登録番号等の修正措置は、現在無料で行っておりますが、措置には経費を要することから、本稼働後は手数料の支払いが必要になります。手数料の金額は未定ですが、自主的申告の場合と当財団からの指摘の場合との2段階で設定となります。